

元国際第 4 6 5 号

関税割当公表第 8 5 号

令和元年度下期のとうもろこし（コーンスターチ用）の関税割当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和40年農林省令第13号。以下「省令」という。）第6条の規定に基づき、とうもろこし（コーンスターチの製造に使用するもの。）（以下「とうもろこし（コーンスターチ用）」という。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

令和元年 9 月10日

農 林 水 産 省

## 記

### 第 1 用途別の合計割当数量及び通関期限

#### 1 用 途

- (1) 糖 化 用
- (2) 一 般 用
- (3) 新規用途用

#### 2 合計割当数量 別途公表

#### 3 通関期限 令和 2 年 3 月31日

### 第 2 関税割当申請書受付の担当課

農林水産省政策統括官付地域作物課（以下「受付担当課」という。）

### 第 3 関税割当証明書発給の担当課

農林水産省大臣官房国際部国際経済課

### 第 4 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

- 1 提出期間 令和元年10月 1 日（火）から同年10月10日（木）まで
- 2 提出時間 午前10時から正午まで及び午後 2 時から午後 4 時まで

### 第 5 関税割当申請者の資格

コーンスターチ製造業者であって、次の各号に掲げる要件の全てを備える者

- 1 関税割当申請書を提出する日において、コーンスターチの製造設備を有する者
- 2 コーンスターチの製造数量が確実に把握できると認められる者
- 3 コーンスターチの販売計画等からみて、コーンスターチを糖化用、一般用及び新規用途用に使用又は販売することが確実に認められる者

#### 第6 関税割当申請書に添付すべき書類等

- 1 糖化用、一般用及び新規用途用の用途別に次に掲げる書類を添付すること。

なお、受付担当課への提出に当たっては、上から①(1)の別記様式1、②関税割当申請書、③(2)から(6)までに掲げる添付書類、④2の誓約書の順に揃えて提出するものとする。

ただし、平成31年度上期における割当実績を有する者であって、申請時点において(5)の書類の内容に変更がない者は(5)の書類、平成30年度において受付担当課に関税割当申請書を提出した者であって、申請時点において(6)の書類の内容に変更のない者は(6)の書類の添付を必要としない。また、令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間をいう。）において受付担当課に2件以上関税割当申請書を提出する場合であって、(6)の書類の内容に変更がない者は、2件目以降は(6)の書類の添付を必要としない。

- (1) 関税割当申請書類表（別記様式1）
- (2) 平成30年10月1日から令和元年9月30日までの期間における下期、上期別のとうもろこしの使用実績数量及び在庫数量並びに製品の販売先別販売実績数量及び使用実績数量を記載した書類（別記様式2及び3）
- (3) 平成30年10月1日から令和元年9月30日までの期間における下期、上期別の原料入手状況を記載した書類（別記様式4）
- (4) 令和元年10月1日から令和2年3月31日までの期間におけるとうもろこしの使用計画数量並びに製品の販売計画数量及び使用計画数量を記載した書類（別記様式5及び6）

(5) 下記の書類又は資料

- ア 工場名及びその所在地を記載した書類
- イ 工場配置図（縮尺：千分の一）
- ウ 製造機械配置図（縮尺：百分の一）
- エ 工場工程見取図
- オ コーンスターチ製造機械設備一覧表（別記様式7）

(6) 法人の登記事項証明書（法人格を有さない団体にあつては団体規約、個人事業者にあつては個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの。））

- 2 第1の用途に従って割当てを受けたとうもろこしを当該割当てを受けた用途にのみ使用（又は販売）し、その他の用途には使用（又は販売）しない旨の誓約書（申請者が団体の場合にあつては、その構成員の誓約書を含む。）

第7 割当基準

糖化用、一般用及び新規用途別に、とうもろこしの使用（又は製品販売）実績数量、使用（又は製造販売）計画数量等を勘案して割り当てるものとする。

第8 関税割当証明書の発給の停止

関税割当証明書の発給は、次のいずれかに該当することについて、農林水産省がその事実を確認した日の翌日から本公表第1の3に定める通関期限まで及びそれに続く次の半年間は停止するものとし、当該期間内の割当てに係る関税割当申請は受け付けない。

- 1 申請者が関税割当てに関して法令違反が確定したとき
- 2 申請者が本公表第5、第9及び第10に違反したとき
- 3 申請者が関税割当てのために作成した書類（省令又は本公表に定める申請書、関税割当申請書に添付すべき書類若しくは報告その他の関税割当てに関する書類）について、虚偽の申告又は報告をしたとき

第9 報告等

- 1 とうもろこし（コーンスターチ用）の割当てを受けた者は、農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」という。）の定めるところにより、とうもろこしの輸入計画書、とうもろこしの輸入計画変更（実績）報告書、とうもろこしの使用実績、製品の用途先別販売実績及び自家使用実績等を政策統括

官に報告するものとする。

- 2 割当てを受けた者は、関税割当てに関して法令に違反した場合には、農林水産省に速やかに報告するものとする。

## 第10 その他

- 1 関税割当て申請書の提出部数は2通（省令第1条）とし、その他の添付書類の提出部数は1通とする。

また、関税割当て証明書の有効期間の延長を希望する場合の証明書有効期間延長申請書及び割当て数量の分割を希望する場合の証明書分割申請書の提出部数は2通（省令第3条及び第4条）とする。

- 2 関税割当て申請書等の記載方法等については、関税割当て申請書等の記載要領について（平成15年6月30日付け15総合第1316号（平成25年3月11日付け24国際第1072号により一部改正））による。

- 3 関税割当て証明書の有効期間の延長は、自然災害等関税割当てを受けた者の責によらない理由により貨物の到着が遅延した場合に行うものとする（省令第3条第2項）。

- 4 割当てを受けた物品の輸入を希望しなくなったとき又は関税割当て証明書の期間満了日を経過したときは、当該証明書を速やかに返納しなければならない（省令第5条）。返納に当たっては、割当てを受けた者又は返納の委任を受けた者が受付担当課に直接持ち込み又は郵便書留等の追跡可能な送付方法によるものとする。また、割当て数量を全て消化した関税割当て証明書も同様とする。

なお、関税割当て証明書を返納する際、割当てを受けた物品について輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）の申告添付登録（MSX）を利用した者は関税割当て証明書システム管理終了結果情報を添付するものとする。

- 5 とうもろこし（コーンスターチ用）に係る関税割当て制度に関する政令（昭和36年政令第153号）別表で定める数量の残量、本公表に係る割当てに残量が生じた場合及び令和2年1月31日までに返還された割当て数量がある場合の割当てについては別途公表（第2次公表）する。
- 6 関税割当てに当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。

## 第11 関税割当てを受けた者の氏名等の公表

- 1 農林水産省は、本公表に基づき関税割当てを受けた者の氏名（名称）及び住所を、農林水産省のホームページ、経済産業公報及び通商弘報において公表する。
- 2 本関税割当て公表に基づき提出された関税割当て申請書の記載内容及び添付書類に含まれる個人情報（「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、申請内容の審査及び関税割当て証明書の発給に関連する業務以外には使用しない。ただし、1に掲げる公表のための内容を除く。